

# 小児慢性特定疾病児日常生活用具の用具と対象者

(平成 28 年 4 月現在)

種 目	対 象 者	性 能 等	基 準 額	耐用年数
便 器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの(手すりを付けることができる。)	4,810円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320円	8年
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200円	5年
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030円	6年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910円	5年

クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820円	-
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	38,800円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100円	5年
パルスオキシメーター測定センサー	パルスオキシメーターの使用において、必要と認められる者	粘着式およびソフトタイプのもの	64,800円	-
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	9,288円	-
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	12,204円	-
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360円	-

#### 備考

1 次に掲げる種目の基準額は、1年間の給付の上限とする。

- (1) 紫外線カットクリーム
- (2) パルスオキシメーター測定センサー
- (3) 人工鼻

2 次に掲げる種目の基準額は、1か月の給付の上限とする。

- (1) ストーマ装具（消化器系）
- (2) ストーマ装具（尿路系）